

拝啓、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 3 年 12 月 19 日付で、ご照会のありました件につきましては、次のような考え方で事務処理にあたっております。

財団法人柔道整復研修試験財団主催の「厚生大臣指定講習会」は、国の法改正で新たに設けられたものであり、法律の施行の際現に柔道整復師である者及び法第 6 条に規定する者で柔道整復師となったものは、厚生大臣指定講習会を受けるように努めるものとするとなっております。

このことは、今後とも国民のニーズに対応し、国民の信頼に応えていくために、柔道整復師の資質向上を図ろうとするものであり、お尋ねの特典等があるとは考えられないことと認識しております。

今後とも何かとお世話になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

敬 具

平成 3 年 12 月 25 日

協同組合日本接骨師会

会長 登 山 獻 殿

東京都衛生局医療計画部

医療指導課免許係